

欧州知的財産庁 (EUIPO)、2015年年報を公表

2016年6月14日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州知的財産庁 (EUIPO) は、6月2日に管理理事会・予算委員会です承された2015年の年報 (Annual Report 2015) を公表した。これによると、欧州連合商標出願件数は前年と比べて11%増加した一方、登録共同体意匠受理件数 (意匠数ベース) は前年と比べて0.3%減少した。

本年報には、EUIPO における2015年の実績が幅広く紹介されており、概要は以下のとおりである。

【欧州連合商標 (EUTM: European Union Trade Mark)】

- ・出願件数は、130,401件 (前年比11%増、2014年は117,464件)。
- ・異議申立件数は、17,218件 (前年比9.9%増、2014年は15,662件)。
- ・取消請求件数は、2,048件 (前年比46%増、2014年は1,407件)。なお、この取消請求件数の顕著な増加は、500件以上の取消請求を行った一請求人の影響によるものである。
- ・登録までの期間は、平均で136日 (又は20週以内)。新たな早期審査制度では、登録までの期間は17週以内。
- ・電子出願の割合は98% (2014年は97%)。

【登録共同体意匠 (RCD: Registered Community Design)】

- ・受理意匠件数は、97,500意匠 (前年比0.3%減、2014年は97,756意匠)。
- ・無効請求件数は、268件 (前年比32%減、2014年は392件)。
- ・登録までの期間は、平均で5日。98%の出願が10日以内に登録され、30%の出願は48時間以内に登録される。
- ・電子出願の割合は92% (2014年は85%)。

【審判 (Appeal)】

- ・審判請求件数は、2,611件 (前年比21%減、2014年は3,284件)。審決件数は、2,911件 (前年比4.6%増、2014年は2,783件)。

なお、2012年に欧州委員会からEUIPO (※2012年当時は欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)) に移管された、知的財産権の侵害に関する欧州監視部門 (European Observatory on Infringements of Intellectual Property) の2015年年報も、昨年同様併せて公表された。

— EUIPO の 2015 年年報は、以下参照 —

[Annual Report 2015](#)

— 知的財産権の侵害に関する欧州監視部門 (European Observatory on Infringements of Intellectual Property) の 2015 年年報は、以下参照 —

[Annual Report 2015 \(European Observatory on Infringements of Intellectual Property\)](#)

(以上)